

第8回
港区支部通常総会

令和2年4月28日



公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会港区支部

東京都港区新橋1丁目18番15号 佐伯ビル2階

TEL 03(3593)2241 FAX 03(3593)2245

総会にご出席の方は、印刷の上ご持参ください。

第 8 回 通常総会次第

《定足数発表》

定 数	名
出 席	名
委 任	名
合 計	名

議 案

報告第 1 号 令和元年度「事業報告」並びに「決算報告」

報告第 2 号 令和 2・3 年度社員選挙結果報告

報告第 3 号 令和 2 年度「事業計画報告」並びに「予算報告」

議案第 1 号 支部役員選任の件（案）

議案第 2 号 本部理事候補者及び関係団体役員候補者選任の件（案）

議案第 3 号 支部役員及び本部・関係団体役員補充選任に関する件

令和元年度事業報告書

自：平成 31 年 4 月 1 日

至：令和 2 年 3 月 31 日

事業報告概括

- (1) 公益法人として「宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護事業」、「宅地建物の流通円滑化を図る人材育成事業」を柱に、不動産取引相談の実施、レインズなど情報公開サイトへの協力、都民公開セミナーを兼ねた法定研修会の開催、ホームページや広報誌による情報提供、違反屋外広告物防止の協力、宅地建物取引士証更新時の法定講習や宅地建物取引士資格試験事務など、信頼と安心のハトマークを掲げる本会事業の過半を占める公益事業を着実に実施した。
- (2) コンプライアンス研修等を通じ、コンプライアンス意識の維持・向上を図った。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、不要不急の会議開催の自粛や始業・終業時間の変更など各種防止対策を実施した。
- (4) 事業を支える強固な組織と財務基盤を確立するため、新たな会員獲得に力を入れると同時に、不要不急の事業の削減を進め、財務体質の強化に取り組んだ。

当支部においては、交付金の大幅減額のため本部との重複事業を見直してきたが、本部事業である WEB 研修などを活用することで支部事業の縮減による支障を最小限にとどめてきた。

執行事業

I. 宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護事業（公 I）

1. 不動産取引相談の実施

(1) 無料不動産相談会の実施

①令和元年度中央ブロック主催無料不動産相談会

日 時 令和元年 9 月 4 日（水）午前 10 時～午後 4 時

会 場 文京シビックセンター地下 2 階 区民ひろば

主 催 （公社）東京都宅地建物取引業協会

（公社）全国宅地建物取引業保証協会東京本部

共 催 文京区

後 援 国土交通省・東京都・警視庁

出向人員 全体 31 名（専門相談員 7 名・事務局職員 4 名含む）

支部 三ッ石支部長 小野幹事長 谷消費者保護推進委員長

桑原消費者保護推進副委員長 山ノ井消費者保護推進委員

相談件数 75件

相談 種目	一般					法律	税務	建築	鑑定	その他
	契約	借地 借家	物件	報酬	その他					
件数	5	9	19	0	7	6	13	3	0	13

②令和元年度支部主催無料不動産相談会

日 時 令和元年9月17日(火) 12時～午後4時
 会 場 港区役所 1階ロビー
 主 催 (公社)東京都宅地建物取引業協会港区支部
 後 援 港区
 協 力 東京税理士会麻布支部
 来 賓 池田こうじ港区議会議員
 出向人員 10名(専門相談員:弁護士1名、税理士1名含む)
 役員 三ッ石支部長 小野幹事長 大倉総務委員長
 谷消費者保護推進委員長 桑原消費者保護推進副委員長
 大沢、齋藤、岡崎消費者保護推進委員

相談件数 23件

相談 種目	一般					法律	税務	その他
	契約	借地 借家	物件	報酬	その他			
件数	2	1	5	1	1	5	7	1

(2) 区及び諸団体等の要請に基づく相談員の派遣

①港区「すまいの専門相談」出向

場 所 港区役所「区民相談室」
 開 催 日 毎週水曜日 午後1時～4時
 相 談 員 7名
 出向日数 50日
 相談実績 72件

氏名・日/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
佐々木 良太	3日			3日 17日		4日		27日	11日		5日	
桑原 賢児		8日	5日	24日		11日	30日		18日		12日	
山ノ井 茂雄	17日		12日 26日			18日		6日	25日		19日	
大沢 貴頼	24日			31日	7日	25日		20日		8日	26日	
齋藤 寛			19日		14日		9日	13日		15日		4日

岡崎 俊明		15日 29日			21日		2日 23日			22日		11日 25日
山中 秀樹		22日		10日	28日		16日		4日	29日		18日

4月10日…芦澤政弘

②港区「すまいの専門相談」等受付業務

場 所 港区役所「区民相談室」

担当日 第1～第4火曜日 毎週水曜日

③本部相談所出向・苦情解決出向

場 所 本部相談所

時 間 午前10時～午後3時

相談日数 230日

相談件数 8,995件（来所386件・電話8,609件）

氏名・日/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
谷 昭祐(相談)	4日	9日 29日	24日	17日	19日	11日	8日	5日 27日	20日	29日	26日	25日
田代雅巳(苦情)		8日	10日	10日	19日	12日	23日	25日		9日	7日	13日
大倉光晴(苦情)	3日	9日 17日	11日	11日		18日	21日	26日		14日	13日	18日

4月2日…芦澤政弘

④港区社会福祉協議会主催「第4回地域福祉フォーラム」出展並びに相談員派遣

日 時 令和元年10月26日(土) 午前10時～午後4時

会 場 高輪区民センター 2階 企業・団体ブース

内 容 来場者の不動産相談対応及び相談者へノベルティグッズの提供

出 向 者 10:00～16:00 谷消費者保護推進委員長

10:00～13:00 大沢委員・岡崎委員

13:00～16:00 桑原委員・山ノ井委員

相談件数 10件

相談 種目	一般					合計	
	契約	借地	借家	物件	報酬		その他
件数	0	1		3	0	6	10

(3) 港区および諸団体等の機関への各種審議会委員等の派遣

①港区都市計画審議会「委員」派遣

氏 名 大瀧陽平

任 期 平成30年4月1日～令和2年3月31日

2. 情報公開機構の研究及び推進

- (1) 支部ホームページ「ワイワイみなと」一般向けページ運営
- (2) 東京都地価調査等の実施
令和2年3月1日時点地価調査
405ポイントの調査結果をワイワイみなと会員専用ページに掲載。

3. 紛争の防止

- (1) 会員点検調査
期 間 令和元年9月1日 ～ 9月30日
調査件数 42件（赤坂13・麻布8・新橋12・芝9）会員の3%
- (2) 不動産広告実態調査
期 間 令和元年9月1日 ～ 9月30日
報告件数 3件（赤坂1・麻布1・芝1）
- (3) 「不動産広告に関する研修」実施報告
日 時 令和元年11月18日（月）午後2時～午後3時30分
会 場 新橋ビジネスフォーラム
テーマ 最新の“チラシ広告・ネット広告”の注意点と違反事例について
講 師 古賀大道氏（公社）首都圏不動産公正取引協議会 主査
受講数 25名（赤坂5 麻布5 新橋6 芝9）

4. 関係官公庁及び諸団体との連携

- (1) 「港区高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業」協力
協力店登録会員数 33社（令和2年3月31日時点）
依頼件数

支所/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
赤坂	1	1	1	1	2	2	6	1	1	0	2	0	18
麻布	2	5	2	1	3	1	3	1	4	1	3	2	28
芝	0	0	3	1	0	2	3	4	1	6	4	9	33
高輪	0	0	3	3	0	0	1	0	2	1	0	3	13
芝浦港南	0	3	4	5	2	0	2	2	2	4	4	0	28
合計	3	9	13	11	7	5	15	8	10	12	13	14	120

成約件数 7件

5. 国政等の健全な運営の確保に資するための建議建策

(1) 「港区まちづくりコンサルタント」派遣

登録者 大倉光晴 大瀧陽平 田代雅巳 山中秀樹

登録期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日

6. その他地域貢献

(1) 地域内各警察署対応「宅建業防犯協力会」との連携及び事業協力

赤坂署宅建業防犯協力会（赤坂地区担当）会長 大倉光晴

麻布署宅建業防犯協力会（麻布地区担当）会長 大瀧陽平

愛宕署宅建業防犯協力会（新橋地区担当）会長 榎本美知子

三田署宅建業防犯協力会（芝地区担当）会長 久保幸雄

高輪署宅建業防犯協力会（芝地区担当）会長 千歩優美子

(2) 2019（第38回）みなと区民まつりへの協賛、出展

下記内容で出展予定でしたが、台風の影響により10月9日付で中止が発表されました。

日時 令和元年10月12日（土）午前11時～午後5時

令和元年10月13日（日）午前10時～午後4時

会場 芝公園一帯 支部出展場所は増上寺本殿前広場

内容 テーマ“体験”と“親しみ”

ハトさん広場 子供を対象にしたゲーム

港区ハザードマップ、本部広報誌 Hato-san、ハトさんウエットティッシュ

ハトっち金太郎飴配布。

(3) 区民公開セミナー（ミナト交流会主催）

日時 令和2年1月23日（木）午後5時30分～午後6時30分

会場 六本木区民協働スペース

テーマ ～これからどうなる不動産市況～ 不動産鑑定士が教える「令和時代の財産管理の考え方と不動産を利用した相続対策」

講師 不動産鑑定士 相続アドバイザー協議会認定会員上級相続アドバイザー
IAC 財産設計㈱ 代表取締役 竹内敬雄氏

受講数 会員40名 一般7名 合計47名

(4) 地域内各種団体等が実施する地域貢献事業への協力

①地区防災、防犯研修会開催

②港区青少年委員会へ寄付

③新入会員用「防犯（暴力団追放・危険ドラッグ追放）ステッカー」配布

④防犯カメラ設置協力金目録贈呈式

日時 令和元年5月22日（水）午後2時30分～午後3時

場所 支部事務局会議室

出席 対象団体（平成30年度交付団体）

西麻布霞町町会 三田慶南町町会 仲筭町町会
支部役員 三ッ石支部長 大瀧麻布署宅建業防犯協力会会長
久保社会貢献委員長（三田署宅建業防犯協力会会長）
坂本社会貢献副委員長 三浦、喜志、庵本委員

(5) AED（自動体外式除細動器）設置

支部事務局と協力会員20社にAEDを設置しています。

契約期間 平成29年1月～令和4年1月

港区役所ホームページのAED設置マップに掲載

II. 宅地及び建物の流通の円滑化を図るための人材育成事業（公II）

1. 宅地建物取引業及び関連法令等の情報提供

(1) 支部ホームページ「ワイワイみなと」会員専用ページ運営

2. 宅地建物取引にかかる教育研修の実施

(1) 法定研修会

①令和元年度本部主催研修会（都民公開セミナー）

開催日：会場 令和元年7月4日（木）なかのZERO

令和元年7月11日（木）よみうりホール

令和元年7月22日（月）オリンパスホール八王子

テーマ：講師 ①待ったなし、知らなきゃ危ない！

民法（債権法）改正が不動産取引に与える影響

講師：柴田龍太郎氏 深沢綜合法律事務所

②本部主催研修会のWEB配信について

“平成28年度宅建業法改正と注意点（インスペクション）”の
上映とWEB配信についての説明

説明者：榊新通 担当者

開催時間 午後1時～午後4時

受講数 1,985社 2,359名 一般51名 総合計2,410名

支部会員受講数（3会場合計）

	赤坂	麻布	新橋	芝	合計
事業所数	59	45	65	44	213
人数	68	65	85	52	270

②本部主催 WEB 研修

配信期間 令和元年11月15日(金) 午前0時～

12月24日(火) 午後11時59分

動画テーマ 建物賃貸借トラブルと解決(70分)

①建物賃貸借契約トラブル概要(約3分)

②契約の成立と媒介報酬(仲介手数料)について(約18分)

③重要事項説明に関するトラブル(約23分)

④修繕に関するトラブル(約26分)

WEB研修上映会(都民公開セミナー)

開催日 11月19日(火) 11月28日(木)

12月5日(木) 12月19日(木)

会場 宅建協会本部5階会議室

受講数 港区支部 473社(赤坂138 麻布96 新橋141 芝98)

都宅全体 3,556社

3. 宅地建物取引士資格試験事務の実施

(1) 令和元年度「宅地建物取引士資格試験」事務

期日 令和元年10月20日(日)

会場 東海大学代々木キャンパス

出向者 本部長:三ッ石孝司 事務主任:小野信一

事務補佐:大倉光晴・深山幸文 本部員15名 監督員26名

受験率 申込700名 出席385名 欠席315名 受験率55.0%

Ⅲ. その他事業

1. 東京都宅建協同組合との連携

(1) 新規入会者対象レイズ講習・組合関連事業説明会開催

毎月1回開催

参考:11ページの、IV法人管理事務 1. 庶務事務 (2) 加入促進、入退会、会員情報の管理事務②新規入会者対象組織・事業説明会の前段で開催。

(2) 既存会員対象インターネット関連セミナー・組合関連事業セミナー開催

①情報関連セミナー 令和元年 6月 4日(火)

令和元年 9月11日(水)

②組合関連事業セミナー(賃貸向け) 令和元年 6月18日(火)

令和元年10月17日(木)

令和元年12月12日(木)

③組合関連事業セミナー(売買向け) 令和元年 5月21日(火)

令和元年 9月26日(木)

令和2年 2月18日(火)

2. 福利厚生事業

(1) 宅建みなと会主催の会員向け厚生事業への協力

①宅建みなと会

会費請求 請求日 令和元年5月8日(水)
請求額 12,000円
合同例会 日時 令和元年7月26日(金)午後6時30分
会場 東京プリンスホテル ガーデンアイランド
参加者 203名(赤坂42 麻布48 新橋59 芝33 来賓他21)
執行役員会 日時 令和元年8月27日(火)
場所 支部事務局
出席 大瀧会長 三ッ石業協会支部長 小野業協会幹事長
大倉赤坂地区長 田代新橋地区長 山中芝地区長

②ミナト交流会 会場：六本木区民協働スペース

第1回 平成31年 4月25日(木) 31名参加
第2回 令和元年 5月23日(木) 23名参加 麻布区民協働スペース
第3回 令和元年 6月27日(木) 25名参加
第4回 令和元年 7月25日(木) 29名参加
第5回 令和元年 9月26日(木) 33名参加
第6回 令和元年10月24日(木) 22名参加
第7回 令和元年11月28日(木) 34名参加
第8回 令和元年12月26日(木) 26名参加
第9回 令和2年 1月23日(木) 41名参加
第10回 令和2年 2月27日(木) 15名参加
第11回 令和2年 3月26日(木) 開催中止

報告会 平成31年 4月25日(木)
役員会 令和元年 8月22日(木)
役員会 令和2年 1月23日(木)
役員会 令和2年 3月26日(木)

③釣り同好会

第27回 令和元年 5月25日(土) 釣舟「五エム丸」13名参加
第28回 令和元年10月26日(土) 釣舟「五エム丸」6名参加

④ゴルフ同好会

第112回 令和元年 5月15日(水) 葉山国際カンツリー倶楽部 47名参加
第113回 令和元年11月6日(水) 南総カントリークラブ 46名参加

IV. 法人管理事務

1. 庶務事務

(1) 支部法人管理事務

① 会議執行状況

ア. 支部役員会開催

第 1 回	平成 31 年	4 月 8 日 (月)	於	新橋ビジネスフォーラム
第 2 回	令和元年	12 月 19 日 (木)	於	新橋ビジネスフォーラム
第 3 回	令和 2 年	1 月 24 日 (金)	於	第一ホテル東京
第 4 回	令和 2 年	3 月 12 日 (木)	於	第一ホテル東京

イ. 支部常任幹事会開催

第 1 回	平成 31 年	4 月 8 日 (月)	於	支部事務局
第 2 回	令和元年	5 月 16 日 (木)	於	支部事務局
第 3 回	令和元年	6 月 20 日 (木)	書面による報告を以て開催	
第 4 回	令和元年	7 月 16 日 (火)	書面による報告を以て開催	
第 5 回	令和元年	9 月 19 日 (木)	於	支部事務局
第 6 回	令和元年	10 月 24 日 (木)	書面による報告を以て開催	
第 7 回	令和元年	11 月 21 日 (木)	於	支部事務局
第 8 回	令和元年	12 月 19 日 (木)	於	支部事務局
第 9 回	令和 2 年	1 月 24 日 (金)	於	支部事務局
第 10 回	令和 2 年	2 月 20 日 (木)	於	支部事務局
第 11 回	令和 2 年	3 月 12 日 (木)	於	支部事務局

ウ. 諸会議開催

三役会	第 1 回	平成 31 年	4 月 4 日 (木)	
	第 2 回	平成 31 年	4 月 22 日 (月)	拡大開催
	第 3 回	令和 2 年	1 月 10 日 (金)	

エ. 特別委員会

支部役員選考委員会

設置年月日	令和元年	12 月 19 日 (木)		
構 成 員	委員長	大瀧陽平	副委員長	田代雅巳
	委員	大倉光晴	小野信一	山中秀樹
会 議	第 1 回	令和 2 年	1 月 7 日 (火)	
	第 2 回	令和 2 年	2 月 6 日 (木)	
	第 3 回	令和 2 年	3 月 2 日 (月)	

支部社員選挙管理委員会

設置年月日	令和 2 年	1 月 24 日 (金)		
構 成 員	委員長	阿久津隆文	副委員長	眞壁久雄

委員：八田一郎 座間公夫
会 議 第1回 令和2年3月 6日（金）
第2回 令和2年3月27日（金）

オ. 本部第8回定時社員総会

日 時 令和元年 5月28日（火）午後1時

会 場 京王プラザホテル コンコードボールルーム

②本部・ブロック出向役員就退任

本部理事 退 任 芦澤政弘 (株)GPランド

※期中補充せず。

ブロック運営委員 退 任 芦澤政弘 (株)GPランド

就 任 小野信一 ネクスト・アイズ(株)

③幹事長・常任幹事・幹事就退任

幹 事 長 退 任 芦澤政弘 (株)GPランド

就 任 小野信一 ネクスト・アイズ(株) (財務委員長兼任)

常任幹事 退 任 芦澤政弘 (株)GPランド

就 任 渡邊ひとみ (株)パシ・コム

幹 事 退 任 芦澤政弘 (株)GPランド

就 任 齋藤 寛 東京施設運営(株)

④平成30年度報告書公開

平成30年度事業報告書・決算報告書、平成31年度事業計画書・予算書を平成31年4月15日付で支部ホームページ『ワイワイみなと』の会員専用ページに掲載しました。

⑤支部「令和元年度年間主要行事予定表」の作成

⑥取引台帳等の頒布

⑦支部顧問弁護士相談件数

貸貸関連 607件 売買関連 572件 その他 160件 合計 1,339件

⑧中央ブロック関連事業

ア. 平成30年度期末監査会実施 平成31年4月17日（水）

イ. 運営委員会開催

第1回 平成31年 4月17日（水）

第2回 令和元年12月16日(月)

ウ. 中央ブロック会開催

書面報告 平成31年 5月13日(月)

第1回 令和元年12月16日(月)

エ. 本部役員選考委員会

構成員 各支部3名 港:三ッ石支部長 小野幹事長 大倉総務委員長

会議 第1回 令和2年2月4日(火)

⑨役員関連

ア. 常任幹事・幹事・監査役 別掲表1

イ. 顧問・相談役・参与 別掲表2

(2) 加入促進、入退会、会員情報の管理事務

①入会申込者の事務所調査等実施 108件

②新規入会者対象組織・事業説明会開催 計113名

平成31年 4月11日(木) 17名(3月本部承認)

令和元年 5月16日(木) 8名(4月本部承認)

令和元年 6月20日(木) 11名(5月本部承認)

令和元年 7月16日(火) 9名(6月本部承認)

令和元年 8月 6日(火) 7名(7月本部承認)

令和元年 9月19日(木) 14名(8月本部承認)

令和元年10月24日(木) 9名(9月本部承認)

令和元年11月21日(木) 6名(10月本部承認)

令和元年12月17日(火) 12名(11月本部承認)

令和2年 1月16日(木) 6名(12月本部承認)

令和2年 2月20日(木) 8名(1月本部承認)

令和2年 3月17日(火) 6名(2月本部承認)

③令和元年度入退会者数

別掲表3

(3) 広報事務

支部年間活動報告を支部ホームページワイワイみなとへ掲載

2 経理事務

(1) 定例監査会実施

平成30年度期末監査会 平成31年4月5日(金)

(2) 令和元年度年会費徴収

初 回 請 求 日 令和元年 5月 8日

納入期限 令和元年 5月22日

再請求 請 求 日 令和元年 7月 1日

納入期限 令和元年 7月31日

請求額 業協会 48,000円 保証協会 6,000円

物故会員

謹んでご冥福をお祈りいたします。

故 伊藤 隆明 殿 中央リアルエステート(株) 令和元年9月7日逝去

以上のとおり、令和元年度執行事業について報告いたします。

令和2年4月6日

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会港区支部
支 部 長 三ッ石孝司 ㊟
総務委員長 大倉 光晴 ㊟

別掲 表1 令和元年度 常任幹事・幹事・監査役 一覧

令和2年3月31日時点

支部長	副支部長			幹事長	副幹事長職務		
三ッ石 孝司 トライアングルエステート	大瀧 陽平 (株)大滝興業	田代 雅巳 (株)山平	川名 安彦 (株)エル・フレンディ	小野 信一 ネクスト・アイズ(株)	大倉 光晴 (株)ランドワークス		
地区				赤坂地区	麻布地区	新橋地区	芝地区
地区長				大倉 光晴 (株)ランドワークス	大瀧 陽平 (株)大滝興業	田代 雅巳 (株)山平	山中 秀樹 (株)キエリートサービス
監査役				眞壁 久雄 眞壁商事(株)	阿久津 隆文 (株)アセットマネジメント	八田 一郎 (株)イーエフプランニング	座間 公夫 (株)ZAMAX コーポレーション
地区				赤坂地区	麻布地区	新橋地区	芝地区
委員会	委員長	副委員長	委員				
総務	大倉 光晴 (株)ランドワークス	千歩 優美子 (有)高輪住宅	荻島 英豊 (株)荻島エステートサービス	伊藤 宏介 (株)レクシーズ	榎本 美知子 (有)新本	千歩 優美子 (有)高輪住宅	
組織	山中 秀樹 (株)キエリートサービス	國安 俊一 (有)スカイクリエイト	鈴木 清 (株)ベルホーム	◎中村 鈴子 (株)マックスプラン	國安 俊一 (有)スカイクリエイト	久保 幸雄 グッドハウス(有)	
			秋山 浩幸 (株)アリーナ・エステート	※佐野 賢一 (株)イー・プランニング	中島 克二 (株)NK Corporation	安永 哲也 (株)ハウスマート	
財務	小野 信一 ネクスト・アイズ(株)	渡邊 ひとみ (株)パシ・コム	山ノ井 茂雄 (株)赤坂物語	渡邊 ひとみ (株)パシ・コム	◎谷 昭祐 キャニオンエステート(株)	木暮 育夫 (有)ケントアドパートナーズ	
		木暮 育夫 (有)ケントアドパートナーズ					
情報	丸山 朱美 (株)ジェムストーンズ	※伊藤 健太 千代田スバック(株)	桑原 賢児 (株)フォーシーズンズ	田中 耕一 インベックス(株)	高橋 保 源興産(株)	※伊藤 健太 千代田スバック(株)	
研修	榎本 美知子 (有)新本	中村 鈴子 (株)マックスプラン	※片倉 知子 日本塩回送(株)	中村 鈴子 (株)マックスプラン	齊藤 博史 マルカ商事(株)	◎※伊藤 健太 千代田スバック(株)	
消費者保護推進	谷 昭祐 キャニオンエステート(株)	※佐々木 良太 ヴィータイタリア(株)	◎桑原 賢児 (株)フォーシーズンズ	大沢 貴頼 (株)ゴールデンパートナーズ	※佐々木 良太 ヴィータイタリア(株)	※白又 幸久 (株)三美不動産	
			◎山ノ井 茂雄 (株)赤坂物語	齋藤 寛 東京施設運営(株)	岡崎 俊明 (株)財成	※岸塚 茂 (株)東京建物	
社会貢献	久保 幸雄 グッドハウス(有)	坂本 章彦 シグマリアルエステート(株)	三浦 芳裕 青山不動産(株)	坂本 章彦 シグマリアルエステート(株)	喜志 直 (株)誠真	※庵本 美保子 新島建材(有)	

◎印…兼任 ※印…代行者

常任幹事…正副支部長・幹事長・地区長・委員長・財務副委員長渡邊ひとみ

別掲 表2 令和元年度 顧問・相談役・参与

令和2年3月31日時点

No.	役職	氏名	No.	役職	氏名
1	顧問	石山 和夫	13	参与	佐々原 留次
2	〃	黒田 眞吉	14	〃	宮下 茂
3	相談役	鈴木 宗久	15	〃	富本 睦生
4	〃	中川 寛三	16	〃	境 賢一郎
5	〃	西谷 政司	17	〃	清水 光代
6	〃	綿貫 洋	18	〃	櫻井 不二彦
7	〃	子吉 重信	19	〃	元永 照幸
8	〃	藤井 統司	20	〃	脇本 重子
9	〃	宮本 靖夫			
10	〃	田村 由紀男			
11	〃	富成 昭英			
12	〃	佐藤 隆成			

別掲 表3 令和元年度入退会者数

() 内は (正会員数・準会員数)

項目/地区	赤坂	麻布	新橋	芝	合計	平成30年度
期首会員数	438 (410・28)	296 (277・19)	394 (338・56)	274 (230・44)	1,402 (1,255・147)	1,388 (1,251・137)
新規入会	27 (24・3)	29 (23・6)	27 (22・5)	22 (19・3)	105 (88・17)	93 (81・12)
他支部より転入	20 (18・2)	7 (7・0)	10 (9・1)	1 (1・0)	38 (35・3)	32 (27・5)
小計	47 (42・5)	36 (30・6)	37 (31・6)	23 (20・3)	143 (123・20)	125 (108・17)
退会	-21 (-20・-1)	-15 (-11・-4)	-14 (-10・-4)	-12 (-6・-6)	-62 (-47・-15)	-70 (-67・-3)
他支部へ転出	-19 (-18・-1)	-6 (-5・-1)	-15 (-13・-2)	-7 (-6・-1)	-47 (-42・-5)	-41 (-38・-3)
小計	-40 (-38・-2)	-21 (-16・-5)	-29 (-23・-6)	-19 (-12・-7)	-109 (-89・-20)	-111 (-105・-6)
地区間移動(+)	9 (9・0)	4 (2・2)	8 (7・1)	2 (2・0)	23 (20・3)	23 (20・3)
地区間移動(-)	-4 (-3・-1)	-4 (-4・0)	-4 (-4・0)	-11 (-9・-2)	-23 (-20・-3)	-23 (-20・-3)
小計	+5 (+6・-1)	±0 (-2・+2)	+4 (+3・+1)	-9 (-7・-2)	±0	±0
本支店入換	0	0	正) +1 準) -1	0	正) +1 準) -1	正) +2・-1 準) +1・-2
増減	+12 (+10・+2)	+15 (+12・+3)	+12 (+12・±0)	-5 (+1・-6)	+34 (+35・-1)	+14 (+4・+10)
期末会員数	450 (420・30)	311 (289・22)	406 (350・56)	269 (231・38)	1,436 (1,290・146)	1,402 (1,255・147)

令和元年度 決算報告書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

収支計算書

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異(△) 予算額-決算額	備 考
-----	-------	-------	-------------------	-----

I 事業活動収支の部

1.	支部事業活動収入				
(1)	本部等交付金収入	27,242,300	27,589,100	△ 346,800	
①	入会金交付金収入	6,725,000	6,725,000	0	本部試算
②	会費交付金収入	16,896,000	16,896,000	0	本部試算
③	その他交付金収入	3,621,300	3,968,100	△ 346,800	公益事業交付金・免許換え事務手数料等
(2)	事業収入	1,963,000	2,296,026	△ 333,026	区役所相談報酬・ファミリー共済募集事務手数料
(3)	負担金収入	420,000	268,618	151,382	
①	事業費負担金収入	0	54,000	△ 54,000	組合関連セミナー開催負担金
②	管理費負担金収入	420,000	214,618	205,382	協同組合・東政連 事務負担金
(4)	寄附金収入	0	0	0	(計上なし)
(5)	雑収入	6,000	101,253	△ 95,253	
①	受取利息収入	0	413	△ 413	受取利息
②	過年度会費収入	0	96,000	△ 96,000	業協会過年度会費入金(2社)
③	広告収入	0	0	0	(計上なし)
④	その他収入	6,000	4,840	1,160	頒布品収入
	事業活動収入計 (A)	29,631,300	30,254,997	△ 623,697	

2.	支部事業活動支出				
(1)	支部事業費支出	7,647,000	6,432,475	1,214,525	
①	支部消費者保護推進事業費支出	1,497,000	1,423,678	73,322	消費者保護推進委員会
	消費者保護推進事業費支出	1,497,000	1,423,678	73,322	区役所専門相談・無料不動産相談等
②	支部情報流通事業費支出	1,325,000	971,744	353,256	情報委員会
	情報流通事業費支出	1,325,000	971,744	353,256	HP保守・運営費、事業記録撮影費等
③	支部調査研究事業費支出	312,000	274,000	38,000	情報委員会
	調査研究事業費支出	312,000	274,000	38,000	地価動向調査費、調査員交通費等
④	支部教育研修事業費支出	245,000	137,232	107,768	研修委員会
	教育研修事業費支出	245,000	137,232	107,768	本部主催研修会告知費用等
⑤	支部社会貢献事業費支出	4,152,000	3,456,021	695,979	社会貢献委員会
	社会貢献事業費支出	4,152,000	3,456,021	695,979	区民まつり、防犯協力会、AEDリース等
⑥	支部企業倫理推進事業費支出	116,000	169,800	△ 53,800	社会貢献委員会
	企業倫理推進事業費支出	116,000	169,800	△ 53,800	会員点検指導、屋外広告調査費等
(2)	支部管理費支出	23,949,000	18,709,016	5,239,984	
①	福利厚生研究費支出	4,224,000	3,568,684	655,316	
	福利厚生費支出	4,000,000	3,420,964	579,036	支部会員親睦事業補助、同好会補助
	会議費支出	0	0	0	(計上なし)
	会場費支出	0	0	0	(計上なし)
	旅費交通費支出	84,000	20,000	64,000	本部青年部会等出向費
	委託費支出	0	0	0	(計上なし)
	交際費(渉外費)支出	0	10,000	△ 10,000	本部青年部会交流事業祝金
	通信運搬費支出	0	0	0	(計上なし)
	印刷費支出	0	0	0	(計上なし)
	消耗品費支出	0	0	0	(計上なし)
	図書費支出	0	0	0	(計上なし)
	諸謝金支出	0	0	0	(計上なし)
	寄附金支出	0	0	0	(計上なし)
	雑支出	140,000	117,720	22,280	新規入会員用業者標識代

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異(△) 予算額-決算額	備 考
② 一般管理費支出	19,725,000	15,140,332	4,584,668	
慶弔費支出	700,000	207,711	492,289	支部会員弔慰金、生花代等
職員福利厚生費支出	180,000	175,690	4,310	職員健康診断補助、福利厚生費
会議費支出	877,000	693,445	183,555	
支部総会費支出	0	0	0	(計上なし)
支部役員会費支出	600,000	568,962	31,038	支部役員会費
常任役員会費支出	60,000	0	60,000	(計上なし)
諸会議費支出	217,000	124,483	92,517	総務・財務・組織・三役会等諸会議
会場費支出	0	0	0	(計上なし)
旅費交通費支出	1,788,000	1,180,971	607,029	常任幹事会・役員会他出席交通費
委託費支出	380,000	221,778	158,222	会費口座振替手数料等
交際費(渉外費)支出	500,000	395,540	104,460	支部外慶弔費、各行事祝金等
通信費支出	1,500,000	1,471,960	28,040	電話・FAX・切手・DM便代等
発送費支出	500,000	159,465	340,535	定期一斉発送・臨時発送物
水道光熱費支出	600,000	410,617	189,383	事務局電気・水道料
印刷費支出	1,000,000	297,796	702,204	複合機・コピー用紙・名刺印刷費等
消耗什器備品費支出	500,000	48,640	451,360	小口備品代
一般消耗品費支出	600,000	214,222	385,778	支部名封筒、事務用品代等
新聞図書費支出	50,000	29,675	20,325	書籍購入代
保険料支出	50,000	39,440	10,560	事務局火災・動産総合保険料
賃借料支出	9,000,000	8,489,250	510,750	事務局家賃・共益費、備品リース料
支払報酬支出	500,000	393,000	107,000	顧問弁護士支払報酬
諸謝金支出	0	0	0	(計上なし)
諸会費支出	0	0	0	(計上なし)
租税公課支出	0	2,000	△ 2,000	収入印紙代
負担金支出	0	0	0	(計上なし)
雑支出	1,000,000	709,132	290,868	その他諸経費
事業活動支出計 (B)	31,596,000	25,141,491	6,454,509	
事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)	△ 1,964,700	5,113,506	△ 7,078,206	

II 支部投資活動収支の部

1.	支部投資活動収入				
(1)	特定資産取崩収入	0	0	0	(計上なし)
(2)	固定資産売却収入	0	0	0	(計上なし)
(3)	敷金・保証金戻り収入	0	0	0	(計上なし)
	投資活動収入計 (D)	0	0	0	
2.	支部投資活動支出				
(1)	特定資産取得支出	5,000,000	5,000,000	0	60周年記念事業積立資金
(2)	固定資産取得支出	0	0	0	(計上なし)
(3)	敷金・保証金支出	0	0	0	(計上なし)
(4)	繰延資産支出	0	0	0	(計上なし)
	投資活動支出計 (E)	5,000,000	5,000,000	0	
	投資活動収支差額 (F)=(D)-(E)	△ 5,000,000	△ 5,000,000	0	

III その他

	予備費支出 (G)	23,270,584	0	23,270,584	
	当期収支差額 (H)=(C)+(F)-(G)	△ 30,235,284	113,506	△ 30,348,790	
	前期繰越収支差額 (I)	30,235,284	30,235,284	0	
	次期繰越収支差額 (H)+(I)	0	30,348,790	△ 30,348,790	

正味財産増減計算書

自:平成31年4月 1日

至:令和 2年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
本部等交付金	27,589,100
入会交付金	6,725,000
会費交付金	16,896,000
その他交付金	3,968,100
事業収益	2,296,026
その他事業収益	2,296,026
受取負担金	268,618
事業費負担金	54,000
管理費負担金	214,618
雑収益	101,253
受取利息	413
過年度会費	96,000
広告収益	0
雑収益	4,840
経常収益計	30,254,997
(2) 経常費用	
消費者保護推進事業費	1,423,678
情報流通事業費	971,744
調査研究事業費	274,000
教育研修事業費	137,232
社会貢献事業費	3,456,021
企業倫理推進事業費	169,800
福利厚生研究費	3,568,684
福利厚生費	3,420,964
旅費交通費	20,000
交際費(渉外費)	10,000
雑費	117,720

科 目	金 額
一般管理費	15,210,247
慶弔費	207,711
職員福利厚生費	175,690
会議費	693,445
支部総会費	0
支部役員会費	568,962
常任役員会費	0
諸会議費	124,483
会場費	0
旅費交通費	1,180,971
委託費	221,778
交際費(渉外費)	395,540
通信費	1,471,960
発送費	159,465
水道光熱費	410,617
印刷費	297,796
消耗什器備品費	48,640
一般消耗品費	214,222
新聞図書費	29,675
保険料	39,440
賃借料	8,489,250
支払報酬	393,000
租税公課	2,000
負担金	0
雑費	709,132
減価償却費	69,915
経常費用計	25,211,406
当期経常増減額	5,043,591
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	5,043,591
一般正味財産期首残高	37,380,605
一般正味財産期末残高	42,424,196
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
III 正味財産期末残高	42,424,196

財 産 目 録

令和 2年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
【資産の部】			
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	119,616
普通預金	りそな銀行 新橋支店	運転資金として	33,043,163
流動資産合計			33,162,779
(固定資産)			
特定資産			5,000,000
周年記念事業積立資金	りそな銀行 新橋支店		5,000,000
その他の固定資産			7,075,406
什器備品	(別紙明細のとおり)		224,326
電話加入権		固定電話の加入権	10,000
敷金	佐伯商事(株)	賃貸契約の敷金として	6,841,080
固定資産合計			12,075,406
資産合計			45,238,185

【負債の部】			
(流動負債)			
預り金			17,989
所得税(報酬)	りそな銀行 新橋支店	支顧顧問弁護士源泉として	9,189
その他	りそな銀行 新橋支店	不動産キャリアパーソ講座受講料として	8,800
仮受金			2,796,000
入会金仮受金	りそな銀行 新橋支店	新規入会金として (3社分)	2,796,000
流動負債合計			2,813,989
負債合計			2,813,989
正味財産合計			42,424,196

貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	差 異
【資産の部】			
流動資産			
現金	119,616	103,300	16,316
普通預金	33,043,163	35,640,373	△ 2,597,210
流動資産合計	33,162,779	35,743,673	△ 2,580,894
固定資産			
特定資産			
周年記念事業積立資金	5,000,000	0	5,000,000
特定資産合計	5,000,000	0	5,000,000
その他の固定資産			
什器備品	224,326	294,241	△ 69,915
電話加入権	10,000	10,000	0
敷金	6,841,080	6,841,080	0
その他の固定資産合計	7,075,406	7,145,321	△ 69,915
固定資産合計	12,075,406	7,145,321	4,930,085
資 産 合 計	45,238,185	42,888,994	2,349,191
【負債の部】			
流動負債			
預り金	17,989	9,189	8,800
仮受金	2,796,000	5,499,200	△ 2,703,200
流動負債合計	2,813,989	5,508,389	△ 2,694,400
負 債 合 計	2,813,989	5,508,389	△ 2,694,400
【正味財産の部】			
正味財産			
一般正味財産	42,424,196	37,380,605	5,043,591
負債及び正味財産合計	45,238,185	42,888,994	2,349,191

什器・備品明細書

令和 2年 3月31日現在

(単位:円)

取得年月	品名	数量	取得価格	令和元年度 期首価格	当期償却額	当期除却額	期 末 残存価格
平 10. 11	スチールパーテーション一式	1	1,173,000	23,463	11,729	0	11,734
10. 11	ローパーテーション一式	1	345,500	6,913	3,454	0	3,459
10. 11	受付カウンター	1	106,800	2,139	1,067	0	1,072
15. 5	耐火金庫	1	160,000	44,800	7,200	0	37,600
19. 2	キャビネット一式	1	782,250	216,926	46,465	0	170,461
	合 計		2,567,550	294,241	69,915	0	224,326

以上のとおり、令和元年度決算について報告いたします。

令和2年4月28日

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会港区支部
支 部 長 三ッ石孝司 ⑩
財務委員長 小野 信一 ⑩

以上について監査を行った結果、その内容に相違ないことを認めます。

令和2年4月7日

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会港区支部
監 査 役 阿久津隆文 ⑩
監 査 役 眞壁 久雄 ⑩
監 査 役 八田 一郎 ⑩
監 査 役 座間 公夫 ⑩

令和2年3月27日

港区支部会員 各位

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
港区選挙区選挙管理委員会告示第2号

社員選挙に関するご報告

港区選挙区社員選挙について次のとおりご報告いたします。

1. 社員18名、補欠社員8名いずれも定数の立候補がありました。
2. 立候補者が定数のため、予定していた令和2年4月15日の選挙は実施しません。同日を無投票による選挙日といたします。
3. 令和2年4月15日付で、社員立候補者、補欠社員立候補者を当選といたします。
4. 立候補者は次のとおりです。

敬称略

社員（五十音順）	補欠社員
榎本 美知子 大倉 光晴	1位 安永 哲也
大瀧 陽平 小野 信一	2位 國安 俊一
川名 安彦 喜志 直	3位 大沢 貴頼
久保 幸雄 桑原 賢児	4位 荻島 英豊
木暮 育夫 齊藤 博史	5位 千歩 優美子
坂本 章彦 田代 雅巳	6位 高橋 保
谷 昭祐 丸山 朱美	7位 鈴木 清
三ッ石 孝司 山中 秀樹	8位 伊藤 宏介
山ノ井 茂雄 渡邊 ひとみ	
	順位は社員に欠員が生じた際の 補充順位

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
港区選挙区選挙管理委員会

令和2年度 港区支部 事業計画

I 基本方針

- 1 本会は、「宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を推進し、公益の増進に寄与すること」並びに「宅地建物取引業の適正な運営を確保し、健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと」を目的とした事業を行う。
- 2 これらの目的を達成するため、「一般消費者の利益の保護」及び「人材育成」を柱とした公益目的事業並びにその他の事業を着実かつ効果的に実施する。
- 3 事業実施に当たっては、公益財務三基準適合に配慮しつつ、不要不急の事業の見直しと事務合理化を不断に行い、財政の健全化に努める。
- 4 新規会員獲得を図るため、会を挙げて入会促進活動に取り組む。
- 5 会の内外からの信頼を確保するため引き続き、訓練等の実施による危機管理対応能力の向上及びコンプライアンスの徹底に努める。

II 個別事項

- 1 宅地建物取引に係る一般消費者の利益の保護事業(公Ⅰ)
 - (1) 不動産取引相談の実施
 - (2) 情報公開機構の研究及び推進
 - (3) 紛争の防止
 - (4) 関係官公庁及び諸団体等との連携
 - (5) 国政等の健全な運営の確保に資するための建議献策
- 2 宅地及び建物の流通の円滑化を図るための人材育成事業(公Ⅱ)
 - (1) 宅地建物取引業及び関連法令等の情報提供
 - (2) 宅地建物取引に係る教育研修の実施
 - (3) 宅地建物取引士資格試験事務の実施
- 3 その他事業
 - (1) 入会促進活動の強化
 - (2) 関連団体との連携
 - (3) 福利厚生事業
- 4 法人管理事務
 - (1) 庶務事務
 - (2) 経理事務

令和2年度 収支予算書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日
(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異(△) 予算額-前年度予算額	備 考
-----	-------	--------	----------------------	-----

I 事業活動収支の部

1.	支部事業活動収入				
(1)	本部等交付金収入	20,883,300	27,242,300	△ 6,359,000	
①	入会金交付金収入	0	6,725,000	△ 6,725,000	(予算計上なし)
②	会費交付金収入	17,196,000	16,896,000	300,000	本部試算
③	その他交付金収入	3,687,300	3,621,300	66,000	公益事業交付金・事務手数料等
(2)	事業収入	1,988,000	1,963,000	25,000	区役所相談、宅建プレイング募集事務手数料
(3)	負担金収入	460,000	420,000	40,000	
①	事業費負担金収入	0	0	0	(予算計上なし)
②	管理費負担金収入	460,000	420,000	40,000	協同組合・東政連 事務負担金
(4)	寄附金収入	0	0	0	(予算計上なし)
(5)	雑収入	5,000	6,000	△ 1,000	
①	受取利息収入	0	0	0	(予算計上なし)
②	過年度会費収入	0	0	0	(予算計上なし)
③	広告収入	0	0	0	(予算計上なし)
④	その他収入	5,000	6,000	△ 1,000	頒布品収入
	事業活動収入計 (A)	23,336,300	29,631,300	△ 6,295,000	

2.	支部事業活動支出				
(1)	支部事業費支出	7,253,000	7,647,000	△ 394,000	
①	支部消費者保護推進事業費支出	1,627,000	1,497,000	130,000	消費者保護推進委員会
	消費者保護推進事業費支出	1,627,000	1,497,000	130,000	区役所専門相談・無料不動産相談等
②	支部情報流通事業費支出	890,000	1,325,000	△ 435,000	情報委員会
	情報流通事業費支出	890,000	1,325,000	△ 435,000	HP保守・運営費、事業記録撮影費等
③	支部調査研究事業費支出	312,000	312,000	0	情報委員会
	調査研究事業費支出	312,000	312,000	0	地価動向調査費、調査員交通費等
④	支部教育研修事業費支出	111,000	245,000	△ 134,000	研修委員会
	教育研修事業費支出	111,000	245,000	△ 134,000	本部主催研修会告知費用等
⑤	支部社会貢献事業費支出	4,162,000	4,152,000	10,000	社会貢献委員会
	社会貢献事業費支出	4,162,000	4,152,000	10,000	区民まつり、防犯協力会、各種寄附金等
⑥	支部企業倫理推進事業費支出	151,000	116,000	35,000	社会貢献委員会
	企業倫理推進事業費支出	151,000	116,000	35,000	会員点検指導、屋外広告調査費等
(2)	支部管理費支出	24,306,000	23,949,000	357,000	
①	福利厚生研究費支出	3,804,000	4,224,000	△ 420,000	
	福利厚生費支出	3,540,000	4,000,000	△ 460,000	支部会員親睦事業補助、同好会補助
	会議費支出	0	0	0	(予算計上なし)
	会場費支出	0	0	0	(予算計上なし)
	旅費交通費支出	104,000	84,000	20,000	本部青年部会、慶弔受付等出向費
	委託費支出	0	0	0	(予算計上なし)
	交際費(渉外費)支出	20,000	0	20,000	本部関係親睦事業渉外費
	通信運搬費支出	0	0	0	(予算計上なし)
	印刷費支出	0	0	0	(予算計上なし)
	消耗品費支出	0	0	0	(予算計上なし)
	図書費支出	0	0	0	(予算計上なし)
	諸謝金支出	0	0	0	(予算計上なし)
	寄附金支出	0	0	0	(予算計上なし)
	雑支出	140,000	140,000	0	新規入会員用業者標識代

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異(△) 予算額-前年度予算額	備 考
② 一般管理費支出	20,502,000	19,725,000	777,000	
慶弔費支出	500,000	700,000	△ 200,000	支部会員弔慰金、生花代等
職員福利厚生費支出	180,000	180,000	0	職員健康診断補助、福利厚生費
会議費支出	2,410,000	877,000	1,533,000	
支部総会費支出	1,500,000	0	1,500,000	支部総会費
支部役員会費支出	600,000	600,000	0	支部役員会費
常任役員会費支出	60,000	60,000	0	支部常任幹事会費
諸会議費支出	250,000	217,000	33,000	総務・財務・組織・三役会等諸会議
会場費支出	0	0	0	(予算計上なし)
旅費交通費支出	1,500,000	1,788,000	△ 288,000	常任幹事会・役員会他交通費
委託費支出	250,000	380,000	△ 130,000	会費口座振替手数料
交際費(渉外費)支出	500,000	500,000	0	支部外慶弔費、各行事祝金等
通信費支出	1,500,000	1,500,000	0	電話・FAX・切手・DM便代等
発送費支出	400,000	500,000	△ 100,000	定期一斉発送・臨時発送物
水道光熱費支出	600,000	600,000	0	事務局電気・水道料
印刷費支出	1,000,000	1,000,000	0	複合機・コピー用紙・名刺印刷費等
消耗什器備品費支出	300,000	500,000	△ 200,000	小口備品代
一般消耗品費支出	600,000	600,000	0	支部名封筒、事務用品代等
新聞図書費支出	50,000	50,000	0	参考図書・新聞代
保険料支出	70,000	50,000	20,000	事務局火災・動産総合保険料
賃借料支出	9,132,000	9,000,000	132,000	事務局家賃・共益費、備品リース料
支払報酬支出	510,000	500,000	10,000	顧問弁護士支払報酬
諸謝金支出	0	0	0	(予算計上なし)
諸会費支出	0	0	0	(予算計上なし)
租税公課支出	0	0	0	(予算計上なし)
負担金支出	0	0	0	(予算計上なし)
雑支出	1,000,000	1,000,000	0	その他諸経費
事業活動支出計 (B)	31,559,000	31,596,000	△ 37,000	
事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)	△ 8,222,700	△ 1,964,700	△ 6,258,000	

II 支部投資活動収支の部

1.	支部投資活動収入				
(1)	特定資産取崩収入	0	0	0	(予算計上なし)
(2)	固定資産売却収入	0	0	0	(予算計上なし)
(3)	敷金・保証金戻り収入	0	0	0	(予算計上なし)
	投資活動収入計 (D)	0	0	0	
2.	支部投資活動支出				
(1)	特定資産取得支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	60周年記念事業積立資金(令和元年度)
(2)	固定資産取得支出	0	0	0	(予算計上なし)
(3)	敷金・保証金支出	0	0	0	(予算計上なし)
(4)	繰延資産支出	0	0	0	(予算計上なし)
	投資活動支出計 (E)	0	5,000,000	△ 5,000,000	
	投資活動収支差額 (F)=(D)-(E)	0	△ 5,000,000	5,000,000	

III その他

	予備費支出 (G)	22,126,090	23,270,584	△ 1,144,494	
	当期収支差額 (H)=(C)+(F)-(G)	△ 30,348,790	△ 30,235,284	△ 113,506	
	前期繰越収支差額 (I)	30,348,790	30,235,284	113,506	
	次期繰越収支差額 (H)+(I)	0	0	0	

議案第 1 号 支部役員選任の件（案）

令和 2 ・ 3 年度

支部役員候補者名簿

港区支部役員選考委員会

地区長・幹事・監査役候補者 推薦名簿（赤坂地区）

役職名	No.	氏名	商号	電話番号	所在地・ビル名・階数	代行者	備考
地区長候補者	1	大倉 光晴	(株) ランドワークス	5474-0981	南青山3-12-3		
監査役候補者	1	眞壁 久雄	眞壁商事 (株)	3585-5721	赤坂3-4-3 赤坂マカベビル1F		
幹事候補者	1	大倉 光晴	(株) ランドワークス	5474-0981	南青山3-12-3		
〃	2	川名 安彦	(株) エル・フレンディ	3585-8655	赤坂2-21-16 プリヴェール赤坂204		
〃	3	丸山 朱美	(株) ジェムストーンズ	5549-6160	赤坂5-5-8-3F		
〃	4	荻島 英豊	(株) 荻島エステートサービス	6441-0177	赤坂6-13-6 赤坂キャステール511号		
〃	5	鈴木 清	(株) ベルホーム	3401-0350	南青山2-27-20 工藤ビル1F		
〃	6	秋山 浩幸	(株) アリーナ・エステート	5545-5106	赤坂2-21-8 RIFA5ビル6F602		
〃	7	山ノ井 茂雄	(株) 赤坂物語	6447-1414	赤坂7-2-6 赤坂ナショナルコート314号		
〃	8	桑原 賢児	(株) フォーシーズン	5774-0681	北青山3-10-9 川島ビル5F		
〃	9	竹内 一之	日本塩回送 (株)	3403-5479	南青山3-18-7 1F	片倉 知子	
〃	10	三浦 芳裕	青山不動産 (株)	3408-3232	北青山3-5-15		

地区長・幹事・監査役候補者 推薦名簿（麻布地区）

役職名	No.	氏名	商号	電話番号	所在地・ビル名・階数	代行者	備考
地区長候補者	1	大瀧 陽平	(株) 大滝興業	3585-1050	麻布台1-6-9 サンフラット飯倉ビル4F		
監査役候補者	1	阿久津 隆文	(株) アセットマネジメント	5786-3931	麻布台3-3-9 飯倉三生マンション702		
幹事候補者	1	大瀧 陽平	(株) 大滝興業	3585-1050	麻布台1-6-9 サンフラット飯倉ビル4F		
〃	2	小野 信一	ネクスト・アイズ (株)	5574-7320	麻布十番1-3-1 アポリアビル5F		
〃	3	渡邊 ひとみ	(株) パシ・コム	5474-7400	麻布十番1-5-8 ヴェスタビル5F		
〃	4	坂本 章彦	シグマリアルエステート (株)	5772-7671	西麻布1-4-11 シグマ西麻布II 3F		
〃	5	田中 耕一	インボックス (株)	3560-3375	六本木3-3-29-202		
〃	6	伊藤 宏介	(株) レクシーズ	6230-8900	東麻布3-7-13 MD麻布601号室		
〃	7	中村 鈴子	(株) マックスプラン	6435-4297	東麻布3-5-1 エクセレント麻布十番1101		
〃	8	佐野 江美	(株) イー・プランニング	3445-1188	南麻布3-4-1	佐野 賢一	
〃	9	大沢 貴頼	(株) ゴールデンパートナーズ	3568-7779	六本木1-7-28 落合麻布台ビル4F		
〃	10	齋藤 寛	東京施設運営 (株)	5775-6861	六本木7-18-11 DMビル6F		

地区長・幹事・監査役候補者 推薦名簿（新橋地区）

役職名	No.	氏名	商号	電話番号	所在地・ビル名・階数	代行者	備考
地区長候補者	1	田代 雅巳	(株) 山平	3501-2655	西新橋 1-9-1 ブロドリー西新橋 2F		
監査役候補者	1	八田 一郎	(株) イーエフプランニング	5401-0237	芝大門 2-11-5 美和ビル 301		
幹事候補者	1	田代 雅巳	(株) 山平	3501-2655	西新橋 1-9-1 ブロドリー西新橋 2F		
〃	2	榎本 美知子	(有) 新本	6421-4495	新橋 4-9-1 新橋プラザビル 706 号		
〃	3	谷 昭祐	キャニオンエステート (株)	5510-5277	新橋 3-3-14 田村町ビル 10 階		
〃	4	國安 俊一	(有) スカイクリエイト	3435-9081	浜松町 2-6-7 第2美濃屋ビル 2F		
〃	5	中島 克二	(株) NK Corporation	6206-1169	新橋 3-2-3 千代川ビル 6F		
〃	6	高橋 保	源興産 (株)	5941-5456	新橋 3-6-4 日吉ビル 5F		
〃	7	内藤 五月	イブハウス (株)	6459-0893	芝大門 2-4-5 芝ダイヤハイツ 709		再任
〃	8	岡崎 俊明	(株) 財成	5537-3233	新橋 2-20-15 新橋駅前ビル 1 号館 221		
〃	9	喜志 直	(株) 誠真	3571-8822	新橋 2-19-4 SNTビル 4F		
〃	10	齊藤 博史	マルカ商事 (株)	5733-6511	芝大門 2-1-19 協栄ビル 6 階		

地区長・幹事・監査役候補者 推薦名簿（芝地区）

役職名	No.	氏名	商号	電話番号	所在地・ビル名・階数	代行者	備考
地区長候補者	1	山中 秀樹	(株) ミキエステートサービス	3455-5656	三田 1-3-28 スカラコート麻布十番 1F		
監査役候補者	1	座間 公夫	(株) ZAMAX コーポレーション	5475-5410	高輪 3-9-11 紀州ビル 402		
幹事候補者	1	山中 秀樹	(株) ミキエステートサービス	3455-5656	三田 1-3-28 スカラコート麻布十番 1F		
〃	2	三ッ石 孝司	トライアングルエステート	3454-7864	芝 2-27-13 秋元ビル 1F		
〃	3	久保 幸雄	グッドハウス (有)	3452-9128	三田 4-6-21 1F		
〃	4	安永 哲也	(株) ハウスマート	5427-3031	芝浦 3-1-32 なぎさテラス 501		
〃	5	木暮 育夫	(有) ケントアンドパートナーズ	3798-0378	芝 2-2-12 ローヤルマンション金杉 602		
〃	6	野口 昌宏	(株) Build up	5422-7340	白金台 5-5-2-1F		新任
〃	7	島田 竜一	アール・エス・マネジメント (株)	5730-1071	芝 1-8-17-1F		新任
〃	8	釜元 勝彦	(株) 東京建物	3442-7501	高輪 1-1-12 MATSUSHIMA 7BLD 301	岸塚 茂	
〃	9	千歩 優美子	(有) 高輪住宅	3442-5296	高輪 3-14-27		
〃	10	境 賢一郎	日本リアルト (株)	3432-1001	海岸 1-6-1 イトーピア浜離宮 1111	千葉 優子	新任

令和2・3年度 港区支部役員候補者一覧表（案）

支部長	副支部長			幹事長
三ッ石 孝司	大瀧 陽平	田代 雅巳	川名 安彦	小野 信一

地区	赤坂地区	麻布地区	新橋地区	芝地区
地区長	大倉 光晴	大瀧 陽平	田代 雅巳	山中 秀樹
監査役	眞壁 久雄	阿久津 隆文	八田 一郎	座間 公夫

地区			赤坂地区	麻布地区	新橋地区	芝地区
委員会	委員長	副委員長	委員 ※印…代行者 ◎印…兼任			
総務	大倉 光晴	坂本 章彦	荻島 英豊	坂本 章彦	榎本 美知子	◎千歩 優美子
組織	山中 秀樹	國安 俊一	鈴木 清	◎田中 耕一	國安 俊一	久保 幸雄
			秋山 浩幸	伊藤 宏介	中島 克二	安永 哲也
財務	渡邊 ひとみ	木暮 育夫	◎山ノ井 茂雄	小野 信一	谷 昭祐	木暮 育夫
情報	丸山 朱美	高橋 保	◎桑原 賢児	中村 鈴子	高橋 保	野口 昌宏
研修	榎本 美知子	※片倉 知子	※片倉 知子	※佐野 賢一	内藤 五月	島田 竜一
消費者保護推進	谷 昭祐	桑原 賢児	◎桑原 賢児	大沢 貴頼	岡崎 俊明	※岸塚 茂
			◎山ノ井 茂雄	齋藤 寛	喜志 直	◎千歩 優美子
社会貢献	久保 幸雄	三浦 芳裕	三浦 芳裕	◎田中 耕一	齊藤 博史	※千葉 優子

議案第 2 号 本部理事候補者及び関係団体役員候補者選任の件（案）

令和 2 ・ 3 年度

本部 ・ 関係団体役員候補者選出基準

港区支部役員選考委員会

議案第3号 支部役員及び本部・関係団体役員補充選任に関する件

令和2・3年度

**支部役員及び本部・関係団体役員
補充選任に関する件**

港区支部役員選考委員会

参 考 規 程 集

港区支部規程(準則)

港区支部内規

港区支部役員選考規約

港区支部慶弔規約

港区支部・病氣・怪我・災害・見舞規約

港区支部個人情報保護規定(準則)

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 港区支部規程(準則)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この支部は、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下「本部」という。）港区支部という。

(事 務 所)

第2条 この支部の事務所を東京都港区に置く。

(目的および事業)

第3条 この支部は、本部定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的を達成するため本部が行う同第4条の事業を推進し、かつ本部の会務運営に関する連絡ならびにその活動を遂行することを目的とする。

第2章 所 属 会 員

(所属会員の種別および資格)

第4条 この支部の所属会員は正会員、準会員の二種とする。

2 この支部の正会員は、本部における正会員のうち、この支部の地域内に事務所を有する者とする。

3 この支部の準会員は、本部における準会員のうち、この支部の地域内に事務所を有する者とする。

(懲罰申請)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、支部長は支部役員会の承認を得て、会長へ懲罰審査請求をしなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられたとき
- (3) 宅地建物取引業法違反による処分をされたとき
- (4) 定款その他の規則に違反したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 役員

(種別および数)

第6条 この支部に次の役員をおき、その任期は2年とする。

ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

- (1) 支部幹事 28名以上 32名以内
うち支部長 1名、副支部長 1名以上 4名以内
支部幹事長 1名、
常任幹事 7名以上 12名以内
- (2) 支部監査役 4名

2 役員は再任されることができる。

(選任)

第7条 支部役員は、この支部に所属する正会員（法人会員の場合は、その代表者）のなかから支部総会において選任する。

ただし、支部長は支部総会において選出し、会長はこれを認証するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、支部役員会において必要と認めるときは、正会員の正当な後継者と支部役員会が認める者、ならびに準会員を支部総会において、支部役員に選任することができる。

この場合、この正会員の代表者は、支部役員になることはできない。

(職務および権限)

第8条 支部長は支部を代表し、支部の業務を総理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはあらかじめ支部長の定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 支部幹事長は支部長を補佐し、支部の業務を総轄する。
- 4 常任幹事は、幹事長のもと支部長の決めた業務を分担し、その職務を執行する。
- 5 支部幹事は、支部役員会を構成し、支部の業務を執行する。
- 6 支部監査役は支部の財務および業務の状況を監査し、支部総会に報告しなければならない。

(顧問、相談役、参与)

第9条 この支部に顧問、相談役、参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役、参与は、支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役、参与の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。

(解 任)

第10条 支部役員で、役員としてふさわしくない行為のあったときは、支部総会の決議により解任することができる。

- 2 支部長が本部理事の地位を失ったときには支部長も解職するものとする。
- 3 支部役員は支部会員の資格を喪失したときに、その資格を喪失する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第11条 支部の会議は、支部総会、支部役員会および支部常任幹事会の3種とする。

(支部総会の構成および招集)

第12条 支部総会は、支部所属の正会員をもって構成する。ただし、支部所属の準会員は、支部総会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 支部総会は、支部役員会が開催の必要を認めたときもしくは支部所属の正会員の3分の1以上および本部から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときに開催する。
- 3 支部総会は支部長が招集する。
- 4 支部総会の招集は開催日の7日前までに会議の日時、場所および付議事項を示して所属会員に通知しなければならない。

(支部総会の決議事項)

第13条 支部総会は、この規程に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 支部長（候補者）の選出
- (2) 支部役員を選任
- (3) 定款第40条第5項により推薦する理事候補者の選出
- (4) その他運営上重要な事項

(支部総会の議事運営)

第14条 支部総会の議事運営は定款第18条、第20条第1項、第21条、第22条第2項、および定款施行規則第10条を準用する。

- 2 前項の準用においては次の各号の通り読み替えを行うものとする。
 - (1) 社員総会 → 支部総会
 - (2) 理事会 → 支部役員会
 - (3) 社員 → 正会員

3 支部総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催された日時および場所
- (2) 議事の経過の要領およびその結果
- (3) 出席した正会員の人数
- (4) その他、支部役員会で定める事項

(支部役員会の構成および招集)

第15条 支部役員会は支部幹事をもって構成する。

- 2 支部役員会は支部長が招集する。
- 3 支部監査役は支部役員会に出席することができる。

(支部役員会の決議事項)

第16条 支部役員会はこの規程に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 支部の事業計画案および予算案に関する事項
- (2) 支部事業報告および決算に関する事項
- (3) 支部総会において決議した事項の執行に関する事項
- (4) 支部総会より委任された事項
- (5) 本部より付託された事項
- (6) 支部総会に付議すべき事項
- (7) 支部規程の改廃に関する事項
- (8) その他業務運営上必要な事項

(支部役員会の議事運営)

第17条 支部役員会の議事運営は定款第33条第1項、第34条第2項、および定款施行規則第11条第2項に準じてこれを行う。

2 準用においては次の各号の通り読み替えを行うものとする。

- (1) 理事会 → 支部役員会
- (2) 会長 → 支部長
- (3) 理事 → 支部幹事
- (4) 監事 → 支部監査役

3 支部役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催された日時および場所
- (2) 議事の経過の要領およびその結果
- (3) 出席した支部幹事、支部監査役の人数
- (4) その他、支部役員会で定める事項

(支部常任幹事会の構成および招集)

第18条 支部常任幹事会は支部長、支部副支部長、支部幹事長、支部副幹事長および支部常任幹事をもって構成し、必要に応じて支部長が随時これを招集する。

(支部常任幹事会の決議事項)

第19条 支部常任幹事会は次の事項を決議する。

- (1) 支部役員会で決定した事業の執行に関する事項
- (2) 支部役員会より委任された事項
- (3) 支部役員会に付議すべき事項

(支部常任幹事会の議事運営)

第20条 支部常任幹事会の議事運営は定款第33条、第34条ないし定款施行規則第11条第2項の規定に準じてこれを行なう。

第5章 委 員 会

(委員会)

第21条 支部は第3条の目的達成のため定款施行規則第31条に準じて委員会を置く。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第22条 この支部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費の支弁)

第23条 この支部の経費は本部交付金、その他の収入により支弁する。

(予 算)

第24条 この支部の予算は、支部役員会の承認を得、会長に提出し、本部理事会の承認を受けなければならない。

(決 算)

第25条 支部の決算は、事業年度終了後10日以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録とともに、支部監査役の監査を経て、支部役員会の承認を得、会長に提出しなければならない。

(資産の管理)

第26条 この支部の資産は、本部財務規約および支部役員会の定める方法に従って支部長が管理する。

(備え付け帳簿)

第27条 この支部は、次に掲げる帳簿を事務所に備え付けるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 財産目録
- (3) 金銭出納帳
- (4) 銀行勘定帳
- (5) 元帳
- (6) 支部総会議事録綴
- (7) 支部役員会議事録綴

第7章 支部事務局

(支部事務局)

第28条 この支部の業務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 支部事務局に事務局員を置くことができる。
- 3 支部事務局の事務局諸規程については、支部役員会の意見を聞いて本部において作成し、本部の理事会の承認を得て別に定める。

第8章 雑 則

(報 告)

第29条 支部長は、この規程に定めるもののほか次の事項について、本部に報告しなければならない。

- (1) 支部総会の決議事項
- (2) 執行しようとする事業の概要
- (3) 支部各会議の開催日程
- 2 支部長は、次の各号の1に該当する事項があったときは、ただちに本部へ報告しなければならない。
 - (1) 支部所属会員の変更
 - (2) 支部役員の変更

(定款の準用および内規)

第30条 この規程に定めのない事項については、定款および同施行規則の規定に準ずるものとし、また業務執行上必要な細部の事項については、支部役員会の決議を経て別に内規で定める。

(規程の改廃)

第31条 この支部規程の改廃は、支部役員会の決議を経て本部の理事会の承認を得なければならない。

- 2 定款および同施行規則が改正されたときは、支部役員会において、これに準じ改正しなければならない。

付 則

1. この支部規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、平成24年の役員改選における役員の選任については、この規程を適用する。

付 則

第6条（1）の一部改正は平成26年4月21日より施行する。

付 則

この支部規程の第7条の変更は平成27年12月16日より施行する。

付 則

この支部規程の第14条、第17条の変更は平成27年2月20日から施行する。

付 則

この支部規程の第6条、第10条、第12条、第13条、第16条の（1）・（2）・（7）、第24条および第31条の改正は、平成29年9月13日から施行する。

付 則

この支部規程の第8条および第14条の改正は、平成30年9月20日から施行する。

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会

港区支部内規

- 第 1 条 この支部を次の 4 地区に区分し、さらに任意でブロック・班を設けることができる。
- 赤坂地区 麻布地区 新橋地区 芝地区
- 地区には地区長 1 名をおき、それぞれの組織を統轄する。
- 第 2 条 この支部に別表の通り本部委員会の付託事業および支部事業を執行するため、委員会をおき業務の分担をする。
2. 必要に応じ、常任幹事会の承認を得て特別委員会を設置することができる。
- 第 3 条 前条の委員会に、委員長 1 名、副委員長および委員を若干名おく。各委員会は、必要に応じ小委員会を設けることができる。
- 第 4 条 支部役員を選任しようとするときは、あらかじめ「役員選考委員会」を設置しなければならない。
- 役員選考委員会は、別に定める「役員選考規約」に基づき、地区・支部の推薦を受けた役員候補者を審査選考して、あらかじめ常任幹事会・役員会の承認を受けたうえ、支部総会の承認を受ける。
2. 各地区は、支部会員の中から支部規程第 6 条・第 7 条に基づき選考委員会が決めた数を役員候補者として推薦する。なお、地区において定数に満たない場合は、役員選考委員会が選出する。
3. 支部監査役は、4 名とし、各地区 1 名推薦する。
4. 地区長は、それぞれの地区で 1 名推薦し、常任幹事会・役員会の承認を経て支部総会の承認を受ける。地区長は常任幹事を兼任する。
- 第 5 条 支部長候補者は常任幹事会の推薦を受け、役員会の承認を経て、支部総会で決定する。副支部長、正副幹事長および常任幹事は、幹事の中から支部長候補者が推薦し、常任幹事会および役員会の承認を経て支部総会で決定する。
- 第 6 条 各委員会の委員長は、常任幹事の中から支部長候補者が推薦し常任幹事会・役員会の承認を経て支部総会で決定する。
2. 委員会の副委員長は、委員長の推薦に基づき常任幹事会の承認を経て役員会で決定する。
3. 幹事はいずれかの委員会に所属する。ただし、特別な事情が有る場合はこの限りではない。

- 第 7 条 顧問、相談役および参与は、支部長の諮問に応じ随時会議に出席をして意見を述べる事が出来る。
- 第 8 条 支部の「慶弔規約」および「病気・怪我・災害見舞規約」等は別途定める。
- 第 9 条 支部に著しく貢献した会員が死亡したときは、常任幹事会の認めるところにより、支部葬を営む事が出来る。
- 第 10 条 臨時支出をなす場合は支部長の承認を得なければならない。また、100,000円を超える場合は常任幹事会の承認を得なければならない。
- 第 11 条 事務局保管の現金は、一時的といえども、支部役員会で承認された支部口座以外に預け入れることはできない。
- 第 12 条 この支部は、常任幹事会の承認を得て他団体又は法人および個人より寄付を受ける事が出来る。
- 第 13 条 各委員長は、本部関連委員を要請された場合、それを受諾する。
- 第 14 条 支部役員が公務のため出張するときは、別に定める支部旅費規約により旅費その他を支給する。
- 第 15 条 本内規の改廃は支部役員会の承認を経なければならない。また、この内規に規定のない事項は、支部規程に準じ都度決定する。

付 則

1. この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、平成24年の役員改選における役員の選任については、この内規を適用する。

付 則

この内規の第2条別表の変更(組織委員会の独立)は平成27年4月1日からする。

[支部内規 第2条 別表]

常任委員会の編成および業務分担

委員会名	編 成	業務分担
総 務	委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名	①一般管理事務（総務委員会） ②福利厚生（厚生委員会）
財 務	委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名	①経理事務（財務委員会）
組 織	委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名	①入会調査業務、入退会、会員情報の管理業務（組織委員会）
情 報	委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名	①支部ホームページ運営（情報流通委員会） ②支部広報誌宅建みなと発行（広報委員会） ③一般向広報誌ワイワイ MINATO 発行（広報委員会） ④東京都地価調査の実施（企画事業委員会）
研 修	委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名	①都民公開セミナーの開催および運営（研修委員会） ②実務研修の開催および運営（研修委員会）
消費者保護推進	委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名	①港区民不動産取引相談所出向に関する事項（消費者保護推進委員会） ②港区高齢者等民間住宅あっせん事業への協力に関する事項（消費者保護推進委員会）
社 会 貢 献	委員長 1名 副委員長 若干名 委 員 若干名	①違法屋外広告実態調査および東京都実施の「共同除却」への協力（自主規制委員会） ②会員事業所点検調査および是正指導の実施（自主規制委員会） ③社会福祉事業への協力（社会貢献事業） ④地域公益活動への協力（社会貢献事業） ⑤関係官公庁および諸団体等との連携（総務委員会）

港区支部役員選考規約

- 第 1 条 支部内規第 4 条により設置された港区支部役員選考委員会（以下「本委員会」と称す）は、この規約により支部役員候補者を選考推薦する。
- 第 2 条 本委員会は、支部役員改選期の支部総会の、少なくとも 3 ヶ月前に設置し、港区支部事務局内に置く。
- 第 3 条 本委員会は、委員長 1 名、委員若干名をもって構成する。
2. 委員長の選出は常任幹事会で決定し、役員会で承認を受ける。
 3. 委員長は必要に応じ委員の中から副委員長を指名することが出来る。
- 第 4 条 本委員会設置とともに、支部会員に告知する。
- 第 5 条 役員候補者の推薦は各所属地区長に届け出る。
2. 推薦方法は、自薦他薦を問わず、締め切りは総会の 3 ヶ月前とする。
 3. 各地区長は、推薦名簿を取りまとめ、下記事項を記載し密封の上本委員会へ支部総会の 2 ヶ月前までに提出する。
○住 所 ○商 号 ○氏 名
- 第 6 条 推 薦 基 準
1. 役員の内任期間中、支部の役員として奉仕できること。
 2. 役員としての職責を果たせること。
 3. 支部幹事の推薦を受けたもののうち、代表者の職務上特別な事情がある場合は、代行者を役員として出向させることが出来る。この場合所定用紙により届出をしなければならない。
- 第 7 条 推薦名簿の提出を受けた本委員会は、その中から次期支部長・幹事・監査役候補者を選考の上選任し、常任幹事会・役員会の承認を得なければならない。前述役員のうち、複数候補者があり本委員会で調整が不可能な場合は、常任幹事会・役員会にその選任を委ねることが出来る。
- 第 8 条 本委員会は常任幹事会および役員会で承認を得た各役員候補者を支部総会に推薦し、その決定を得る。
- 第 9 条 本委員会の設置期間は、第 2 条により設置された日から、本部総会終了までとする。
- 第 10 条 本規約の改廃は役員会の承認を得るものとする。

付 則

平成 11 年 4 月 15 日開催の第 1 回理事会において承認された一部改正は、同年 4 月 1 日から施行する。

付 則

平成 15 年 3 月 14 日開催の第 4 回理事会において承認された一部改正は、同年 4 月 1 日から施行する

付 則

この規約は平成 24 年の役員改選における役員の選任から適用する。

付 則

この規約の第 4 条の変更は平成 27 年 12 月 16 日より施行する。

港区支部慶弔規約

(目 的)

第 1 条 支部会員または幹事代行者に慶弔ありたるときは、本規約をもって支部内規を補足、この規約の定めるところにより運営を図るものとする。

(弔 慰)

第 2 条 下記1・2・3項に基づき弔慰を表わす。

1. 支部会員または幹事代行者死亡のときは、花輪1基と弔慰金50,000円を贈る。
2. 支部会員または幹事代行者の配偶者および親又は子供死亡のときは、弔慰金20,000円を贈る。
3. 上記以外に支部長が必要と認めた者。

(慶 事)

第 3 条 支部会員または幹事代行者に慶事ありたるときは、所属する地区長を経て支部長または常任幹事会に諮る。

(改 廃)

第 4 条 この規約の改廃は役員会の承認を得るものとする。

付 則

この規約は支部規程（準則）が施行される日から施行する。

港区支部 病気・怪我・災害見舞規約

(目 的)

第 1 条 支部会員（支部幹事代行者含む）が病気・怪我・火災等により被害を被った場合の見舞金について、本規約を以って支部内規を補足、この規約の定めるところにより運営を図るものとする。

(病気・怪我)

第 2 条 支部会員（支部幹事代行者含む）が病気、又は怪我のため、1 カ月以上入院加療を要する場合（入院加療後の自宅療養も含む）は、見舞金として金 10,000 円を贈る。

(災 害)

第 3 条 支部会員が災害を被ったときは、都度、常任幹事会でその取扱いについて協議する。

(改 廃)

第 4 条 この規約の改廃は役員会の承認を得るものとする。

付 則

平成 15 年 3 月 14 日開催の第 4 回理事会において承認された一部改正は、同年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は支部規程（準則）が施行された日から施行する。

港区支部個人情報保護規定（準則）

（目 的）

第 1 条 この個人情報保護規定（以下「規定」という。）は、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部（以下「支部」という。）が有する個人情報について、支部の個人情報保護方針に基づく適正な保護の実現を目的とするものである。

（定 義）

第 2 条 本規定で定義する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の第 2 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項に定めるところによる。

（個人情報の取扱いの原則）

第 3 条 個人情報の取得は適正かつ公正な手段によって行い、その取扱いにあたっては、利用目的を明確に定め、目的の達成に必要な支部事業活動の範囲内で取扱うこととする。

- 2 あらかじめ明確に定めた利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人の同意を得ることとする。
- 3 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データは正確かつ最新の内容に保つよう努めることとする。
- 4 取扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとする。
- 5 支部において個人データを取扱う業務に従事する者は、本規定並びに法令に従い、個人データの保護、秘密保持に努めることとする。

（適用範囲）

第 4 条 本規定は、支部において処理される全ての個人情報、個人データ及び保有個人データの取扱いについて定めるものとし、支部の業務に従事する全ての従業者（役職員、アルバイト職員、パート職員、契約社員を含む、以下同じ。）に対してこれを適用することとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第 5 条 個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電子文書を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示することとする。

- 3 あらかじめ通知あるいは公表した個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知または公表することとする。

(第三者への提供)

第6条 次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 個人情報保護法第23条第2項ないし同第3項の方法による場合
- (2) 法令等の規定に従い、提供または開示する場合

(従業者の監督)

第7条 従業者に個人データを取扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

(委託先の監督)

第8条 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、十分な個人データの保護水準を有する者を選定し、個人データに関する安全管理、取扱い状況の確認及び事故が発生した際の責任範囲を明確にする等、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

(本人からの開示等の請求に対する対応)

第9条 保有個人情報データについて、個人情報保護法第25条（開示）ないし第27条（利用停止等）の規定に基づき請求が行われた場合には、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分理解し、合理的な期間、妥当な範囲でこれに応ずることとする。

(苦情の処理)

第10条 個人情報の取扱いに関する苦情があった場合、適切かつ迅速に対応するよう努めることとする。

- 2 前項の目的を達成するため、苦情処理窓口の設置等、体制の整備に努めることとする。

(個人情報保護管理者)

第11条 支部における個人情報の管理業務を行うため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置くこととする。

- 2 管理者は支部幹事長が行うこととする。
- 3 管理者は、必要に応じ個人情報保護管理代理責任者を定め、個人情報管理の全部または一部を管理させることができる。
- 4 管理者は、個人情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命することとする。

(報告義務及び適切な処置)

第12条 本規定に違反する事実または違反する恐れがあることを発見した者は、その旨を管理者に報告することとする。

2 管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく関連部門に適切な処置を行うこととする。

(規則の改廃)

第13条 この規定を改正または廃止しようとする場合は、支部役員会の承認を得なければならない。

付 則

この個人情報保護規定の改正条項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会倫理綱領

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

- 1、我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
- 2、我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるように常に人格と専門的知識の向上に努める。
- 3、我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
- 4、我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
- 5、我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。